

介護サービス事業所運営指導結果について

入所・入居系サービス

入所系・入居系サービス

- ・介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

- ・特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
- ・認知症対応型共同生活介護

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護

【従業者の員数】

日中の時間帯に配置すべき人員を満たしていない。

ユニットごとに、日中の時間帯に、常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置してください。

例) 利用者9名

常勤換算方法で3（24時間）の従業者の配置が必要となります。

介護老人保健施設

【施設（療養室）】

ナース・コールが設けられていない。入所者の手の届かないところにナース・コールが設置されている。

施設基準上、療養室にはナース・コールを設けることと定められています。ただし、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代用することとして差し支えありません。

要介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

ii 介護・世話の放棄・放任

③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より

【施設サービスの取扱方針①】

身体的拘束等の適正化のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。

身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

全施設対象

【施設サービスの取扱方針②】

身体的拘束等適正化委員会を他の委員会と一体的に実施した際に、身体的拘束等の適正化について検討した結果が記録されていない。

身体的拘束等適正化委員会を他の委員会と一体的に実施することは可能です。身体的拘束等の適正化について検討した結果を記録してください。

なお、身体的拘束等を行っていない場合等は、身体的拘束等を行う可能性がある者について検討を行ってください。

【施設・入居系サービスの取扱方針③】

1. やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、身体的拘束等を行う前に身体的拘束等適正化委員会等で検討していない。
2. やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載していない。
3. 身体的拘束等適正化検討委員会について、身体的拘束等の適正化のための対策を検討し、記録していない。

※やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、組織として3つの要件（切迫性、非代替性、一時性）の確認等の手続きを極めて慎重に行う必要性があります。

全施設対象

【勤務体制等】

兼務している時間帯・職種等が勤務表に記載されていない。

同一従業者について、複数の事業所または職務に従事させる場合は、辞令等により従業者の所属及び職務を明確にしてください。

また、勤務表から職務ごとの勤務時間を確認できるようにしてください。

例)

氏名	職務	勤務形態	3/1 (水)	3/2 (木)	3/3 (金)
八戸 太郎	管理者	B	1 h	1 h	1 h
八戸 太郎	生活相談員	B	7 h	7 h	7 h
内丸 花子	看護職員	D	4 h	2 h	6 h
内丸 花子	機能訓練指導員	D	4 h	6 h	2 h

全施設対象

【業務継続計画の策定等①】

感染症に係る業務継続計画がコロナウイルス感染症に限定した
ものとなっている。

様々な感染症を想定し、業務継続計画を策定してください。

【業務継続計画の策定等②】

研修・訓練を実施した内容・参加者等の記録がない。

業務継続計画に関する研修、訓練を実施した場合には、実施内容、
参加者等を記録してください。

認知症対応型共同生活介護

【衛生管理等】

「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」を開催していない。

委員会は、おおむね6月に1回以上開催してください。

地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護

【衛生管理等】

レジオネラ症対策を講じていない。

レジオネラ症の発生及びまん延を防ぐための措置を適切に講じてください。

【衛生管理等】

レジオネラ属菌の水質検査を行っていない。

根拠：青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

※以下いずれかの場合は、本条例の対象となりません。

- ①家庭用と同程度の規模で、利用の都度、換水・清掃・消毒する場合
- ②水道水等飲用に適した水のみを使用し、浴槽に循環のための配管等が接続されておらず、浴槽の使用時間が概ね3時間未満で、使用後、換水・清掃・消毒する場合

水質検査の実施

浴槽水等は、レジオネラ属菌の水質検査を行う必要があります。

※入浴施設の区分により検査頻度が異なります。

菌検出の報告

水質検査で基準以上のレジオネラ属菌が検出された場合は、市に報告する必要があります。

記録及び保管

県条例に基づき実施した清掃、消毒の記録、水質検査の結果などについて、3年以上保管する必要があります。

【参考】 「社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策の手引き」 参照

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/36/rejioneratebiki.pdf>

認知症対応型共同生活介護

【指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針】

自己評価を実施していない。

事業者の自己評価は、少なくとも年1回実施してください。

地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護

【地域との連携】

運営推進会議の会議録（報告、評価、要望、助言等についての記録）が、公表されていない。

運営推進会議録について、入居者やその家族、外部の者等が確認しやすい場所で公表してください。

【虐待の防止】

虐待の防止のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。

虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

【看護及び医学的管理の下における介護】

褥瘡が発生してから褥瘡に対する計画を作成し、対応していた。

施設では、日常的なケアにおいて介護職員等が配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させる必要があります。

低栄養、拘縮・麻痺等、褥瘡発生のリスクが高い入所者に対して、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価を行うとともに、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が褥瘡対策チームを設置し、褥瘡を予防する取組みを実施してください。

褥瘡が発生した場合には、速やかに専門の医療機関への受診等を検討してください。

【口腔衛生の管理】

入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していない。

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導に基づき、以下の項目を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画書を作成してください。

- ①助言を行った歯科医師
- ②歯科医師からの助言の要点
- ③具体的方策
- ④施設における実施目標
- ⑤留意事項・特記事項

【栄養管理体制加算】

「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行った記録がない。

「管理栄養士が従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行った場合には、下記の項目を記録してください。

- ・ 利用者の栄養ケアを推進するための課題
- ・ 事業所における目標
- ・ 具体的方策
- ・ 留意事項
- ・ その他必要と思われる事項

【看取り介護加算】

看取りに関する指針の内容を説明し、利用者又は家族から同意を得た記録がない。

当該加算算定に当たっては、看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して説明し、同意を得たことが分かるよう記録してください。

【科学的介護推進体制加算】

事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行っていない。

L I F E への提供情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、施設の特性やサービス提供のあり方について検証を行ってください。

また、検証結果に基づき、入所者の施設サービス計画を適切に見直し、施設全体として、サービスの質のさらなる向上に努めてください。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- ・ 八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・ 八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・ 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例
- ・ 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

根拠法令等

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（老企第43号）
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（老企第44号）
- ・ 介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準について（老老発0322第1号）
- ・ 指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

根拠法令等

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- ・ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第21号）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第40号）
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第331018号）

【関連】市ホームページ「人員・設備・運営基準等自己点検シート」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/4912.html>